

第126回

食料・農業・農村政策審議会企画部会

農林水産省大臣官房政策課

第126回

食料・農業・農村政策審議会企画部会

日時：令和8年6月26日（金）10：00～12：00

会場：農林水産省7階講堂

議 事 次 第

1. 開 会

2. 議 題

食料・農業・農村基本計画で定める目標・K P I の検証について

（国民一人一人の食料安全保障・持続的な食料システム）

（環境と調和のとれた食料システムの確立・多面的機能の発揮）

（農村の振興）

3. 閉 会

【配布資料一覧】

議事次第

配布資料一覧

食料・農業・農村政策審議会企画部会委員名簿

資料1 食料・農業・農村基本法に基づく食料・農業・農村基本計画の目標・K P I の検証について

資料2 食料・農業・農村基本計画の目標・K P I の検証
（国民一人一人の食料安全保障・持続的な食料システム）

- 資料3 食料・農業・農村基本計画の目標・K P I の検証
(環境と調和のとれた食料システムの確立・多面的機能の発揮)
- 資料4 食料・農業・農村基本計画の目標・K P I の検証
(農村の振興)
- 参考資料1 食料・農業・農村基本計画で定める目標・K P I について (一覧①)
- 参考資料2 食料・農業・農村基本計画のポイント
- 参考資料3 食料・農業・農村基本計画における主な目標・K P I
- 参考資料4 食料・農業・農村基本計画 (令和7年4月)

午前10時00分 開会

○大臣官房参事官 それでは、定刻となりましたので、ただいまから食料・農業・農村政策審議会企画部会を開催いたします。

委員の皆様におかれましては、本日、御多用の中お集まりいただき誠にありがとうございます。

本日は、秋元委員、大吉委員、福田委員、堀内委員、宮島委員がオンライン出席、大吉委員は遅れて出席と伺っております。それから、磯崎委員、齋藤委員、神農委員、竹下委員、徳本委員、堀切委員、八木委員が所用により御欠席となっております。また、赤松委員は途中退席されます。

現時点で企画部会委員の出席者は14名となっております。食料・農業・農村政策審議会令第8条第1項及び第3項の規定による定足数3分の1以上を満たしていることを報告いたします。

また、本日の部会は公開とし、会議の議事概要、議事録は農林水産省のウェブサイト上で公表いたしますが、委員の皆様には公表する前に内容の確認を頂きますので、御協力をお願いいたします。

それでは、開催に当たりまして、根本農林水産副大臣より御挨拶を頂きます。

○根本農林水産副大臣 おはようございます。農林水産副大臣を務めています根本幸典でございます。

本日は朝早くから、ありがとうございます。食料・農業・農村政策審議会企画部会の開催に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

委員の皆様におかれましては、御多忙の中、御出席を頂き、心から感謝を申し上げます。また、日頃より農政の円滑な推進に多大な御理解、御協力を賜り、改めてお礼を申し上げます。

食料・農業・農村政策審議会企画部会におかれましては、食料・農業・農村基本計画の策定に当たり約半年にわたり熱心な御議論を頂きました。その上で取りまとめていただいた答申を踏まえて、計画は昨年4月に閣議決定されたところであります。皆様の御尽力に改めて心より感謝を申し上げます。

農林水産省では、基本計画で掲げた目標の達成に向けて各種施策の推進に取り組んでいるところですが、とりわけこの5年間は農業の構造転換を集中的に推し進める期間と位置付け、農地の大区画化、スマート農業技術の開発・普及などの取組を着実に進めるとともに、令和9年度の開始に向けて水田政策の見直しに取り組んでいるところであり、今後は制度設計の詳細について検討を進めていくこととしております。今後、現場での実施に当たって皆様の御協力を頂くことになるかと思いますが、何とぞよろしくお願いを申し上げます。

一方、今回の食料・農業・農村基本計画では、今までにない大きな特徴として、その実効性を高めるため、食料自給率その他の食料安全保障の確保に関する目標、課題解決のための具体的施策、そして、その施策の有効性を示すKPIを設定した上で毎年目標の達成状況を調査し、KPIを検証することによりPDCAサイクルによる施策の見直しを行うこととしております。

つきましては、基本計画策定から1年が経過しましたところ、最初の検証資料をまとめたところがあります。テーマが多岐にわたることから、今回から計3回にわたって検証について報告させていただきます。この後、事務局より御説明いたしますので、施策は実効性を持って進められているか、PDCAサイクルは回せているかなど、委員の皆様からも御意見を頂き今後に活かしてまいりたいと考えております。

委員の皆様には、充実した検証となるよう忌憚のない御意見、活発な御議論をお願い申し上げて、私からの挨拶とさせていただきます。本日はどうかよろしくお願いします。

ありがとうございました。

○大臣官房参事官 根本副大臣、ありがとうございます。

ここで、根本副大臣は公務のため退席されます。ありがとうございました。

冒頭カメラ撮りはここまでとさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、議題に入ります前に、今後の企画部会開催の流れについて御説明いたします。

食料・農業・農村基本計画における目標・KPIの検証に当たっては、基本計画検討時に御議論いただいた流れを踏まえつつ、また、目標・KPIの数が多いことやデータが出そろう時期がありますため、本日を含めまして6月、7月、8月の計3回にわたって進めていければ考えています。

各企画部会の議題でございますが、第1回となります本日は、国民一人一人の食料安全保障・持続的な食料システム、環境と調和のとれた食料システムの確立・多面的機能の発揮、農村の振興の三つ、7月は食料自給力の確保（人・農地・技術・生産資材）、付加価値の向上の二つ、8月は食料自給率・品目、輸出の促進及び安定的な輸入の確保、動植物防疫の三つの順を予定しております。

本日の資料でいいますと、資料2が国民一人一人の食料安全保障・持続的な食料システム、資料3が環境と調和のとれた食料システムの確立・多面的機能の発揮、資料4が農村の振興となります。また、参考資料として、参考資料1に本日の議題となる目標・KPIの一覧を付けてございます。

それでは、この後の司会の中嶋部会長にお願いいたします。

○中嶋部会長 中嶋でございます。

今御紹介いただきましたとおり、これから3回にわたって審議をするということでございます。皆様方の御知見、御経験を踏まえながら、活発な御議論を進めていただければと存じます。

本日の審議会は12時までということにいたしますので、よろしくお願いいたします。

それでは、議題に入ります。

初めに、食料・農業・農村基本計画において設定した目標・KPI及び検証の位置付け、また検証資料の構成について、事務局より御説明をお願いいたします。

○総括審議官 おはようございます。総括審議官の押切でございます。よろしくお願いします。

委員の皆様におかれましては、日頃より食料・農業・農村政策審議会の運営に際しまして特段の御高配を賜り、厚く御礼を申し上げます。

まず、資料1に基づきまして、基本計画の目標・KPI及び検証の考え方につきまして御説明をしたいと思います。

資料を御覧いただきますと、中ほどの緑枠の太字になっておりますけれども、基本計画では食料自給率その他の目標・KPIを設定し、少なくとも年1回、その目標の達成状況の調査・公表、KPIの検証によりPDCAサイクルによる施策の見直しを行うということとされてございます。

これを受けまして、下段の赤枠になりますけれども、基本計画で定めた目標に対する実績値、達成状況、そして目標達成に向けて講じた施策の進捗状況、その有効性、こういうものをKPIによりまして評価・分析をした上で、目標達成に向けて克服すべき課題やその対応方向につきまして整理を行うということで、御用意したのが今回の資料2～4ということになります。

そこで恐縮ですが、資料2を少し御覧いただきまして、その(1)になっています食品アクセス、こちらを例に少しお話をしたいと思いますが、まずその3ページです。

3ページを御覧いただきますと、そこに「目標の達成状況」ということになってございます。直近の実績を基に達成状況を記載してございます。できる限り2025年の実績値としてございますけれども、データの関係上、24年又は23年となっているものが一部ございます。

次に、4ページを御覧いただきたいと思いますが、そちらに「施策の進捗状況・有効性」という項目になってございます。どのような施策を講じてきたのか、また講じた施策がKPIにどのように寄与したのか、そういうことについて可能な限り分析をしているということでございます。

その上で5ページになりますが、「目標達成に向けて克服すべき課題」また「課題への対応方向」という形で流れていく構成としてございます。

具体的にはこの後、順次、分野ごとに担当局から説明をさせていただきたいと思います。委員の皆様におかれましては御意見を賜れば幸いです。

よろしくお願いいたします。

○中嶋部会長 ありがとうございました。

今、御説明がありましたとおり、この企画部会におきましては、農林水産省が行った検証について御意見を頂きたいということでございます。

それでは、この後、事務局から資料について御説明を頂いて、御意見を頂くわけですが、検証資料は三つございます。事務局から説明をまとめて行います。説明の後、委員の皆様からの御発

言を頂くということにしたいと思います。

なるべく充実した議論としたいので、事務局からの御説明は各テーマ7分程度で、ポイントを絞った形で簡潔にお願いしたいと存じます。それでは、よろしくお願いいたします。

○大臣官房審議官（兼消費・安全局） それでは、御説明させていただきます。

まず、資料2、食品アクセスについて御説明させていただきます。3ページ、お願いいたします。

「食品アクセスの確保」という目標に対して、三つのK P Iがございます。

物理的アクセスについてのK P Iは買物困難者への対策の取組が行われている市町村割合、図1－1のとおり2025年度では87%と、2ポイント数値は低下しております。ただし、対策を行っている回答した市町村は増えています。それ以上に買物困難者への対応が必要と考える市町村、つまり分母が増えたことによる数値の低下になります。

経済的アクセスについて二つのK P Iがありますが、経済的アクセスの確保に取り組む市町村割合は、図1－2のとおりです。2025年度については67%と、前年度より12ポイント増加しております。

一方、もう一つのK P I、フードバンク活動を行う団体の取扱量ですが、これは2025年度の数値はございませんが、2024年度の数値が1万4,674トンと前年度より約1,000トン減少しております。食品事業者等の商慣習の見直しによる食品ロス削減対策が進んだ影響、近年の物価高騰による製造調整の影響があると考えております。

取組の進捗状況として、4ページ、お願いいたします。

物理的アクセスについては、地域の関係者が連携する体制づくり、ラストワンマイル物流の確保、こうしたものを全国キャラバンの開催や優良事例の共有等、横展開を図っております。K P Iは低下しておりますが、関心を持ったり取組を開始した市町村は増加しております。

経済的アクセスについても、地域の関係者が連携する体制づくりを始め市町村の取組を促しているところでございます。

フードバンクの取扱量の増加に向けてですけれども、事業者の取組を見える化して寄附を後押しする、また、フードバンク等の機能強化に向けた支援、例えば冷蔵庫の導入や食品衛生管理の専門家の派遣等の支援を行ってきたところです。

また、事業者とフードバンクの情報交換会を開催したところです。5ページへいっていただきまして、下の方ですが、フードバンクについては、K P Iは減少しておりますが、食品ロスの全体量を鑑みれば潜在的には新たな事業者から寄附いただくことが可能と考えておりまして、2026年4月に消費者庁が農水省とも連携してフードバンク認証制度を開始したところですので、安心して企業が寄附できる、大口寄附を受けられる持続的・安定的なフードバンクの育成に取り組んでいきたいと思っております。

○新事業・食品産業部長 新事業・食品産業部長の高橋でございます。続きまして、（２）食品産業、合理的な価格形成ということで、７ページを御覧いただきたいと思います。

食品産業、合理的な価格形成については、「食料システム持続性の確保」という目標に向けまして六つのK P Iを掲げてございます。

樹形図の上から御説明いたします。

まず、一つ目ですけれども「食品等の持続的な供給を実現するための食品事業者による取組数」ということで、昨年10月から施行しております食料システム法に基づく計画認定制度について、施行から半年時点で54件の計画が認定されておりますけれども、最終的な目標は1,000件となっておりますので更なる推進が必要と考えております。

それから、２点目、３点目は、物流に関するK P Iでございます。まず、中継物流拠点の数につきましては2025年度には15か所となりまして、順調に推移をしております。次の「船舶、鉄道等による農水産品・食品の輸送の割合」、いわゆるモーダルシフト率でございますけれども、こちらは2024年度の数値になりますが、３％で横ばいということになっております。

次に、「フードテック官民連携協議会に参加する企業、団体等数」につきましては1,032件ということで、順調に推移をしております。

次の「食品産業における環境・社会への配慮に取り組む事業者数」につきましては、2024年度の数値でございますけれども、40％で横ばいということでございます。

最後の「農業・食料関連産業の国内生産額」につきましては、こちらも2024年度の数字になりますが、120.7兆円ということで、増加傾向で推移ということでございます。

１ページ飛ばしていただきまして、９ページになります。

課題への対応方向でございますけれども、まず、計画認定の推進につきましては、制度の周知を図るほか、予算上のインセンティブ措置の充実強化、県ごとに設置をしております地域コンソーシアムにつきまして、具体的な案件形成を支援できる体制の構築を検討していきたいと考えております。

流通の合理化でございますけれども、特にモーダルシフトにつきまして輸送コストですとか品質劣化などの課題がございます。こうした課題に対応した実証支援等を進めて進捗を図ってまいりたいと考えております。

フードテックにつきましては、成長戦略におきまして17の戦略分野の一つとして位置付けられてございます。今後取りまとめる予定でありますフードテック分野の官民投資ロードマップに沿って、支援をしっかりと行っていきたいと考えております。

環境負荷低減等の促進につきましては、セミナーや意見交換等を通じまして、特に中小・小規模企

業へのアプローチの強化を図っていきたいと思っております。

最後、合理的な価格形成でございますけれども、コスト指標の理解や活用を促進するためのツールの開発・普及を進めるほか、広報イベントや教育現場での情報発信等を通じまして、コストを意識した購買行動につなげていきたいと考えております。

○大臣官房審議官（兼消費・安全局） 続きまして11ページ、食品安全・消費者の信頼確保についてです。

まず、食品の安全性の向上についてですけれども、K P Iは「食品の安全性の向上のための指針の新規策定又は改定件数」であり、2025年度には38件に達し、目標達成に向けて順調に推移しております。こちらは取組としては、有害化学物質・微生物の実態調査、技術開発、その結果に基づいての指針の作成等を行い、その周知を行っているところでございます。

14ページに進んでいただきまして、食品表示の適正化についてでございます。K P Iは違反件数で、こちらは2025年度が136件。幅を持って見る必要がある数字ですけれども、数字として減少しております。

1 ページめくっていただきまして、取組としては、近年スーパー等でうっかりとか知らなかったというような違反が増加しておりますので、未然防止に向けてチラシや動画教材の作成、セミナーの開催等、研修・啓発を行っております。また、表示違反の蓋然性の高い品目・事業者への集中的な監視を行っております。これらを引き続き取り組んでいくところです。

○中嶋部会長 ありがとうございます。

続きまして、環境と調和のとれた食料システムの確立・多面的機能の発揮について、よろしく願いいたします。

○大臣官房審議官（技術・環境） 環境担当の審議官の福島でございます。

資料3に基づきまして、私の方からは、環境と調和のとれた食料システムの確立につきまして、目標の達成状況及び課題や今後の対応方向について御説明したいと思います。本項目につきましては温室効果ガス削減、生物多様性の保全、農山漁村における循環型社会の形成、食品産業の環境負荷低減の4分野で個別のK P Iを設定して、進捗管理を行っているところでございます。

資料の3ページ。まず、温室効果ガス削減についてでございます。

達成状況でございますが、農業・畜産業の温室効果ガス削減につきましては、2030年度に2013年度比で1,176万トンC O₂削減を目標といたしまして、2024年度は1,002万トンC O₂削減と目標達成に向けて順調に推移しております。あわせて、見える化やJ-クレジットもK P Iを設定いたしまして、進捗を管理しているところでございます。

続いて、4ページの施策の進捗状況について御覧いただければと思います。

燃料燃焼につきましては、施設園芸における省エネ機器導入等を支援しているところでございます。

また、農地土壌につきましては、中干し期間延長の取組の拡大によりましてJークレジットの認証量は54.5万トンCO₂に達しましたが、政府全体の目標達成に向けまして引き続き取組を推進する必要があります。

また、見える化につきましては、米など保存の効く品目の取扱拡大を働きかけたことで、通年販売店舗が拡大しているところでございます。

続いて5ページ、目標達成に向けて克服すべき課題とその対応方向についてでございます。

上から二つ目、自動操舵システムにつきましては、そのメリットの浸透不足が課題でございまして、実証などによりましてメリットを周知し導入を進めてまいります。

またその下、水田メタンにつきましては、秋耕や乾田直播など新たな技術の取組拡大に向けまして効果検証を進めてまいります。

畜産分野につきましては、牛のげっぷなどからの温室効果ガス削減に資する飼料の実証などを進めます。

またあわせて、見える化あるいはJークレジットの取組強化を図ってまいります。

続いて6ページ、生物多様性の保全についてでございます。

こちらにつきましては、化学農薬、化学肥料の使用量低減と有機農業の取組に関するKPIを設定しております。

化学農薬につきましては基準年比20%削減、化学肥料につきましては基準年比25%削減と、2030年目標を上回って推移しております。

さらに、有機農業は4万ヘクタールとなりまして、2030年目標の6.3万ヘクタールに向けおおむね順調に推移しております。

7ページの方をおめくりいただきたいと思います。進捗状況についてでございます。

化学農薬につきましては、総合防除の推進により土壌くん蒸剤の使用量低減が進んでおります。また、化学肥料につきましては、土壌診断に基づく適正施肥の推進などによりまして使用量が低減しております。

有機農業につきましては、オーガニックビレッジの創出等を推進しているところでございます。

続いて8ページでございます。課題と対応方向です。

化学農薬、化学肥料につきましては、引き続き総合防除の普及や化学農薬の代替防除技術などの現場実証、スマート農業技術を活用した施肥効率化などを進めてまいります。

有機農業につきましては、生産性向上や販路の多様化、有機農業関係者のネットワーク形成によりまして取組の拡大を進めてまいります。

続きまして9ページ、農山漁村における循環型社会形成についてでございます。

バイオマスの利用率につきましては、2030年目標の80%に対しまして実績が77%と順調に推移しております。

また、農林漁業循環経済の構築に取り組む地域数につきましては、2030年目標の100件に対して2025年度の実績は5件となっているところでございます。

続いて10ページ、進捗状況を御覧いただきたいと思います。

家畜排せつ物や下水汚泥などの廃棄物系につきましては、取組の定着・底上げが進んでおります。また、林地残材等の未利用系につきましても、情報発信や人材育成などを通じて取組が進展しております。

循環経済構築に取り組む地域数につきましては、先進事例の横展開などにより今後も増加が見込まれるところでございます。

次に、11ページでございます。

バイオマスにつきましては、資源分散による収集コストの高さや採算性などの課題に対応するため、民間投資を促しながら高付加価値化や効率的な製造技術の確立を進めてまいります。

また、F I Tの売電収入に依存しないモデル事例の構築とその横展開により、循環型経済の形成を進めてまいります。

○新事業・食品産業部長 続きまして、④食品産業の環境負荷低減でございます。

12ページを御覧いただきたいと思います。

こちらにつきましてはK P I、二つ掲げてございますけれども、上にあります「食品産業の環境・社会への配慮に取り組む事業者数の割合」につきましては、先ほど食品産業、合理的な価格形成のパートで御説明をいたしましたので、説明は割愛をしたいと思います。

二つ目の「事業系食品ロスの削減率」につきましては、2023年度の数値となりますけれども58%ということで、前年度より2%上昇ということでございます。なお、2025年度の状況ということでございますけれども、1ページおめくりいただきまして13ページの図1-23を御覧いただきますと、納品期限緩和に取り組む事業者数及び賞味期限延長実施企業数は増加傾向で推移しているということで、食品ロス削減に向けた動きは加速しているということかと思っております。

その上で、14ページになりますけれども、課題への対応でございますけれども、商慣習の見直しに関する効果の定量的な検証や、A Iなど新たな技術等の実証の支援を行うほか、食品ロス削減の取組

を評価・開示する仕組みの構築ですとか、金融機関への制度の周知などに取り組んでいきたいというふうに考えてございます。

○農村政策部長 続きまして、資料4を御覧ください。農村の振興でございます。

まず、(1)の多様な人材が農村に関わる機会の創出でございますが、3ページ目の右下のグラフ図1-1を御覧ください。目標でございます農村関係人口の拡大が見られた市町村数、緑色のグラフでございますが、356市町村から452市町村と順調に増加しております。また、KPIでございます農村関係人口の増加の取組が行われている市町村数は、赤色のグラフでございますが、675市町村から763市町村と、こちらも順調に増加しております。

4ページ目、お開きください。

右下の図1-2を御覧いただければと思います。2025年2月からプロジェクトを立ち上げておりまして、地銀などによります案件形成拠点を創設しまして31の案件が形成されるなどの効果をもたらしております。

また、左下に記載の中山間地域で農水省職員を地域に派遣して課題解決を図ります「デジ活」中山間地域も実施しているということでございます。

図1-3のKPIの列のとおり、施策に取り組んでいる市町村では、それぞれ65%が農村関係人口の増加に向けた取組が行われていると回答しておりまして、一方、右側の目標の列のとおり関係人口の拡大が見られたと回答いただいた市町村数は38%、40%と、改善の余地がございます。

5ページ目、右側を御覧ください。

今後の対応方向でございますが、地方銀行などを核とした案件形成拠点の全国展開、AIやICTなどを含むソリューションを国が認定し地域に展開、具体的な支援策や事業の実施については国等による伴走支援を強化してまいります。

続いて、7ページ目を御覧ください。

(2)経済面の取組でございます。図2-1を御覧いただければと思います。

目標でございます農村地域の付加価値額でございますが、前年度比1.3兆円増の21.8兆円と順調に増加しております。

また、KPIについてでございますが、8ページ目の右側、御覧いただければと思います。

まず、地域資源の活用による付加価値額向上は図2-2のとおり、68%から69%に増加しておりますが、伸び悩んでおります。

一方、図2-3、2-4のとおり、農泊地域の宿泊者数や売上高につきましては、それぞれ順調に増加しております。

さらに図2-5のとおり、農福連携につきましても順調に増加をしているところでございます。

9ページ目の右側を御覧ください。

今後の取組方向でございますが、まず、地域資源の活用につきましては、生産者の連携により加工原材料不足の解消ですとか、販路開拓等の経営改善に向けた専門家の派遣ですとかに取り組んでまいります。

また、農泊につきましては、インバウンドの更なる取組に加えまして、学校や企業を対象とした団体研修の受入れ拡大など、平日の閑散期の誘客強化などに取り組んでまいります。

また、農福連携につきましては、引き続き地域で農福連携を推進する協議会を拡大するとともに、企業の参画促進、農福連携への国民理解の醸成に努めてまいります。

続いて、(3)に進みます。

11ページ目の右側、図3-1を御覧ください。目標でございます移住・定住につながった市町村数でございますが、80市町村増えて394市町村となりまして、順調に増加しております。

また、図3-2のとおり、農村RMOがある市町村では移住・定住につながった回答割合が49%と高く、目標達成に向けて施策を推進していく必要がございます。

12ページ目、図3-3を御覧ください。KPIでございます「中山間地域で9戸以下の集落を有する市町村のうち、農村RMOが活動している市町村の割合」は、7%から10%と順調に増えております。

また、図3-5、3-6を御覧ください。伴走支援体制が構築されている20の府県では、支援体制がない27都道府県に比べて、農村RMOの形成が進んでいる状況でございます。

13ページ目、右側を御覧ください。

今後の対応方向でございますが、農村RMOの形成のため、活動主体であります地域協議会への支援に加えまして、都道府県の伴走支援体制構築に向けた働きかけ、女性や若者など多様な人材の巻き込んだ形での農村RMOの形成推進などに取り組んでまいります。

続いて(4)、(5)、これはまとめて御説明させていただきますが、15ページ目、御覧ください。

図4-1、図4-2のとおり多面的機能支払、中山間地域等直接支払の両支払につきましては、小規模組織のうち体制強化に取り組む割合をKPIとして設定しておりまして、初年度は6%、21%となっており、引き続き活動組織の継続のための体制強化を推進する必要があります。

16ページ目の右側を御覧ください。多面的機能支払制度につきましては、図4-3のとおり外部人材のマッチングの仕組みの構築を進めまして、中山間地域等直接支払制度につきましても、図4-6のとおりネットワーク化ですとか統合などの広域化を進めるほか、多様な組織の参画による体制強化

を推進してまいります。

続いて17ページ目、右側を御覧ください。

今後の対応でございますが、両制度につきましては、令和9年度の水田政策の見直しの中で、目標達成に向けまして必要な見直しを検討しているところでございます。

多面的機能支払制度につきましては、外部人材の確保と先端技術の活用、中山間地域等直接支払制度につきましては、集落協定のネットワーク化ですとか統合、多様な組織などの参画を推進する。また、郵便局や農村RMOなどの連携により、事務局機能の強化、事務負担の軽減を図る方向で検討を進めてまいります。

資料を一部説明していないのではないかというご指摘がありましたが、これは今説明した箇所と関連しているものでございまして、この後に説明しようと考えておりました。

資料3にお戻りいただきまして、16ページ目をお開きいただければと思います。

図2-1を御覧ください。一つ目のKPIでございます多面的機能支払制度で維持される農用地面積につきましては、233.1万ヘクタールから233.2万ヘクタールに増加しております。また、図2-2のとおり二つ目のKPIでございます中山間地域等直接支払制度で維持される農用地面積につきましては、65.9万ヘクタールから61.9万ヘクタールに減少しているということでございます。これは、中山間地域等直接支払は5年間を一区切りにしておりまして、これまでも新しい対策期間の初年度は取組が減少していることが見てとれると思っております。今後、集落の話し合いが進むことにより増加していくものと考えております。

18ページ目、右側を御覧ください。

今後の対応でございますが、多面的機能支払制度につきましては地域全体で長期中干し、冬期湛水など取組を拡大する制度見直しを行い、中山間地域等直接制度につきましては傾斜によらない不利性を有する農地も対象として位置付けを検討し、両制度の対象になります農地がある集落への働きかけを強化してまいります。

大変恐縮ですが資料4に戻っていただきまして、(6)鳥獣被害対策でございまして、19ページ目、図6-1を御覧ください。

一つ目のKPIでございます農作物被害の割合については0.28%から0.26%と0.02ポイント減少しましたが、農作物の被害額も増加しておりまして、引き続き対策を講じていく必要があると考えております。

また、図6-2、御覧ください。二つ目のKPIでございます捕獲鳥獣のジビエ利用量につきましては、2,729トンから2,678トンに若干減少しておりますが、これは新型コロナウイルス感染症による

需要の変動の影響があったと見ておりますが、更なる活用の推進を図るべき状況にあると思っております。

続いて20ページ目、左側の「効果的・効率的な捕獲対策や、防護柵の設置と適切な維持管理、高度な人材育成」を御覧ください。まず、鳥獣被害防止対策につきましては、現在、三本柱の取組（とる・まもる・よせつけない）の対策を講じておりまして、加えて効果的な対策を企画・実施する人材の育成や、スマート鳥獣害対策などを支援しております。

続いて、21ページ目の右側の「効果的・効率的な捕獲対策や、防護柵の設置と適切な維持管理、高度な人材育成」を御覧ください。今後、農作物被害低減に直結する農地周辺での捕獲の徹底や、効率的な捕獲のためのデータの蓄積や共有、柵の遠隔監視などのスマート化を支援してまいります。

また戻っていただきまして、今度、ジビエの利活用に関係でございますが、20ページ目の左側の「ジビエ利用拡大に向けた知識・技術の向上と人材育成、処理加工施設等の整備、新たな需要の喚起」を御覧ください。現在、捕獲個体を処理加工施設へ搬入して流通させられるように、衛生管理の知識を有するジビエハンターの育成や施設の整備を支援してございまして、またジビエフェアなどによります消費者の需要喚起や、ペットフード需要を拡大するための事業への普及啓発などを行っているところでございます。

今後の対応でございますが、21ページ目の右側の「ジビエ利用拡大に向けた知識・技術の向上と人材育成、処理加工施設等の整備、新たな需要の喚起」にございますように、引き続き取組を実施いたしまして、ジビエの新たな需要喚起などを行ってまいります。

以上でございます。

○中嶋部会長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの御説明を踏まえまして、委員の皆様から御意見を頂戴したいと思います。

誠に恐れ入りますが、お一人5分程度でそれぞれ御発言いただきたいと思います。それから、本日14名の御参加者がいらっしゃいますので、半分ぐらいまでお話を伺った後、事務局より御返答いただくという感じで進めたいと思っております。他の委員と同様の御意見であっても御発言いただいても構いませんので、いろいろ御意見を賜ればと思います。

それから、本日御欠席の神農委員から事前に御意見を頂いておりますので、配布させていただいております。

それでは、特段順番は指定いたしませんので、御希望の方は挙手をお願いします。オンラインで参加される方は、Z o o mの挙手機能にてお知らせいただきますようお願いいたします。

それでは、稲垣照哉委員、その後、赤松委員ということでお願いいたします。

○稲垣（照）委員 どうも御指名ありがとうございます。

この基本計画、その目標・K P Iを作る時から関わったわけですが、それについて1年終わって、これだけ分析と検証されたことを農水省の皆様に敬意を表したいと思います。

その上で、各資料について1点ずつ御意見申し上げさせていただきます。

まず、資料2で国民一人一人の食料安全保障について、3ページの食品アクセスの確保で買物困難者への対策と経済的な食品アクセスの確保に取り組む市町村割合、そしてフードバンクの取扱量のK P Iが進捗されていることが記述されていて、しっかり対応されているんだということが分かるのですが、これは今後の課題、視点として、このK P Iが進捗した結果、本当にどれだけ買物困難者が減ったのか定量的、定性的に把握したり、また、フードバンクの取扱量が増えたことによって、どれだけ一人一人食料を入手できる状態が改善されたのかということが、今年はこういう形でいいと思いますが、来年、再来年に向けてそういう視点が必要かと思います。

資料3に関しては、7ページにその有機農業の取組推進の箇所、オーガニックビレッジの創出の取組で有機農業の取扱面積6,600ヘクタールがK P Iの増加に寄与したということで、大変結構なことだと思いますが、これは基本計画の議論をするときにも発言させていただきましたが、有機農業の面積をしっかりと確保していく上では、やはり基盤強化法の地域計画と農村活性化法の活性化計画との連携ということにより留意していく必要があると思います。今、私どもの組織では地域計画のブラッシュアップで、有機農業のことも含めて取り組んでおります。地域計画で大規模な有機農業の参入エリアを位置付けるような取組を、我々も組織で市町村・農業委員会へ取り組むようお願いをしているわけですが、お役所の方でもそういう連携を取った取組が必要かと思った次第です。

資料4では、農村の振興について、これも基本計画を作るときに結構御発言させていただきましたが、関係人口の拡大に取り組むのは本当に当然で、やるべきことなのですが、その関係人口の対象として不在村の農地所有者と土地持ち非農家の方にもっとフォーカスをしていく必要があるのではないかと思います。関係人口で企業等連携して呼び込むことは本当に必要なわけですが、不在村の農地所有者はかなり居場所が知れている、要するにアクセスが可能な人たちですので、そういう方をまた農村に戻ってきてもらうというような取組が必要だと思います。昨年度末、総務省の方で、ふるさと住民登録制度がスタートしていますけれども、そういうものとのリンケージということも農村振興政策の中では位置付けていただけたらいいのかなと思った次第でございます。

私からは以上です。

○中嶋部会長 ありがとうございます。

それでは、赤松委員、その後、秋元委員に御発言いただこうと思います。よろしくお願いします。

○赤松委員 資料の御説明、どうもありがとうございました。また、このような細かい資料の作成、大変だったかと思います。どうもありがとうございます。

今はまだ1年たったところということでP D C AのD、実施の部分の見直し、改善だと思います。そのため今の段階で何か目標を変えるとか取組を変えということはしなくていいというのが前提で、二つコメントさせていただきます。

一つは全体に関わることです。K P I や目標を数値で示すということは非常に分かりやすくいいと思うのですが、特に数値が上がったとか目標を達成したものの裏側には何か課題が隠れている可能性があるのではないかと考え、量の視点だけではなくて中身の質の視点も見ていただき、そこに向けての改善をしていただきたいと思います。

例えば、目標で何々に取り組んでいる市町村とか何々に配慮している事業者数とかがあります。このような目標において例えば地域格差が広がってきてしまっているとか、企業においては大企業ばかりが取り組んでいるとか、取り組んでいる内容にばらつきがあるとか、こういう点を見ていかないと、目標の数値は達成したけれども、終わった時点で新たな課題を生んでしまうという可能性が出てきます。特に改善しているとか達成した目標、K P I については、注意深く見ていただきたいと思います。

もう一つは、合理的な価格形成、資料でいうと資料2の9ページのところです。消費者の理解醸成の取組にとどまっており行動に結び付いていないという話で、それに対する課題の対応方向で「情報発信を通じて」という文章が書かれています。

情報発信も必要だと思いますが、公衆衛生の分野でこのような取組で使われているフレームワークとして「介入のはしご」というのがあります。検索していただけたらすぐ出てくと思いますが、介入効果が高いものから低いものまで8段階あり、情報提供や情報発信という介入は下から2番目です。一番下が何も取組をしないというもの、下から数えて2番目がこの情報発信になります。このことから、情報発信だけでは、行動変容は難しいと思いますので、今後の何かの参考にしていただけたらと思います。

以上になります。

○中嶋部会長 ありがとうございました。

それでは、オンラインで秋元委員に御発言いただきたいと思います。

○秋元委員 ありがとうございます。

まず、非常に分かりやすい資料をまとめていただきまして、ありがとうございます。

私からは3点、御意見させていただけたらと思います。

1点目が価格形成について、まず、書いていただいている内容を拝見すると、コスト指標の整備が

一部しっかり進んできていることというのは非常に評価される点なのかなというふうに思っています。一方で、やはり資料にも御記載のとおり、B to Cでなかなか価格転嫁が進んでいないというところは、やはり非常に大きなポイントだと思っていまして、別の会でも発言をさせていただきましたが、原油だったり資材価格の高騰があつてかなり厳しい状況が続いている中で、ここの価格転嫁が進まないと離農が加速するということで危機感を非常に持っているのですけれども、やはり大事なのが消費者理解のところかというふうに思っておりまして、現在、広報イベントだったりとか、そういったことはされているというふうに書かれていましたが、これが実際にどのような購買活動に結び付いているか。例えば消費者認知が変化をしてあつたりとか、消費者がちゃんとこの価格の部分についての理解をした上で行動変容が起きているというようなアウトカムの指標で何かしら変化が見ていけないかなというのは思っておりまして、その辺の調査とか指標を見ることは可能なかというところをお伺いさせていただきたいなと思っております。

2点目は有機農業について、現在、指標に関しては基本的には生産者側といいますか、供給側のところがメインになっているかと思っております。ただ、やはり需要がないとなかなか生産も進まないと、どうしても鶏・卵の問題がある中で、ここの売り先の需要、消費の広がりをつめる指標だったりとかは、モニタリングとしてしっかり見ていかなきゃいけないのではないかなというふうに思っておりまして、学校給食での取組だったり、あとオーガニックビレッジとかも進めていらっしゃると思うのですけれども、実際に安定した供給先が提供できているかというところは何かしら見ていかないと、生産だけされても結局売り先がないという問題に当たらないかというところを確認させていただきたいです。

あわせて、やはり産地づくりは非常に大事だと思うのですけれども、産地づくりに集中した結果、産地づくりに乗りづらい本当に小規模でやっている有機農家さん、多数いらっしゃるかなと思っていまして、そういった方々が例えば地域で集出荷するところから漏れてしまつたりとか、産地化に乗らないことによってはじかれてしまうみたいなことがないようにしていただきたいなというところと、その部分は担保いただきたいなと思っております。

最後に農村関係人口のところ、ここの地銀さんを中心としたスキームは非常に素晴らしいと思っていまして、地銀さんを媒介して多様な民間企業だったり民間の事業者さんがしっかり地域とつながっていくスキームが構築されることが重要なかなと思っているのですけれども、いわゆる民間の方の企業さんの巻き込みだったりとか、そういったところはどういうふうに図っていくのかというところも教えていただけたらと思っております。

以上です。

○中嶋部会長 ありがとうございました。

それでは井岡委員、それから小倉委員、続けてお願いします。

○井岡委員 ありがとうございます。消費科学センターの井岡と申します。

このような大規模な資料を拝見いたしまして、皆様の大変さがよく分かりました。

まず、資料2について3点です。

まず、4ページのフードバンクについてです。フードバンク活動は食品ロス削減と低所得者の双方の社会課題に取り組む活動となりますので、食品ロス削減対策が進み取扱量が減少したということをお聞きしまして、なかなか難しい問題だと感じました。認証制度ができたことは、安全・安心な食料提供、食品提供という意味では大変喜ばしいことと存じております。

次に、7ページの食料システムについてです。食料システムとは農林水産物の生産から加工、流通、消費までの流れということですので、もちろん私ども消費者もシステムに取り込まれており、食料・農業・農村基本法においても消費者の役割として規定されています。持続的な供給に資するものの選択に努める、消費生活の向上に積極的な役割を果たすなど、消費者の役割があります。この施策を検証するには、あえて基本法を改正してまで追記された「持続的な供給に資するものの選択に努める」という消費者の役割を果たしているかを把握しておくことが必要と思っています。そのためには、この持続的な食料システムとは、ということを理解してもらうことが必須と思います。

私ども消費科学センターの活動の一環として、消費者大学という講座を年七、八回開催しておりますが、ちょうど今月は17日に食料システム法を取り上げて農林水産省の御担当者に御講演をしていただき、この法律について知識と理解を深める取組をいたしました。いつもの倍以上の方々からお申込みがあり、大変関心度が高いということがよく分かりました。こうした普及啓発の取組とともに、その効果を理解度の調査など客観的な検証によって把握することが求められているのではないかと思います。

現状では、消費者はこうした政策そのものや、それにどのように関わっているかに対する認知度や理解度が十分とはまだ言えていません。今後は消費者にも行動変容が求められると考えられますが、そのためには、まず制度の仕組みや目的を知り、納得した上で商品を選択できるようになることが大切かと思っています。私ども消費者と行政はもちろん食料システムに関わる事業者の皆様との連携による食育活動として、今後一層の実効ある取組に期待しているところです。

次に、3点目。13ページの食品の安全性の向上についてです。気候変動により、いろいろなところで安全性についての状況が変化していると思います。消費者にとっても食品の保存方法など行動変容の必要がある状況と思います。新規の指針などの策定や改定を引き続きお願いしたいと思います。

次に、資料3について1点です。13ページの食品ロスについてです。

事業系の食品ロスについては早期に目標を達していますが、家庭系のロスについても、是非対策などの確立をお願いしたいと思います。まずは食料自給率の低い我が国において食品ロスを減らすことが大変重要という意識改革、正しい表示の見方、保存方法の理解などから行動変容ができると思いますので、必要かと思います。現状の分析などもお願いしたいと思います。

次に、資料4、19ページのジビエの活用についてです。

クマ、シカ、イノシシなどの野生鳥獣の人近くへの出没数が増えています。この被害への対策も引き続きお願いしたいと思っております。

それに付随するジビエの活用について、農林水産省では国産ジビエ認証制度があります。これの普及啓発をお願いしたいと思います。食肉処理施設の自主的な衛生管理などを推進するとともに、より安全なジビエの提供と消費者のジビエに対する安心の確保を図ることを目的としていますので、消費者の安心につながり、ジビエの活用を広げていけるのではないかと考えております。

以上です。よろしくお願いいたします。

○中嶋部会長 ありがとうございました。

それでは、小倉委員、よろしくお願いいたします。

○小倉委員 ありがとうございます。

初めて今年からK P Iを立てて、それに従って政策が評価される、P D C Aが回されるということで非常に意欲的で面白い取組と思って、今回参加できることをうれしく思っております。その中で、根本副大臣からも話がありましたけれども、やはりK P Iに対する政策の実効性が取れているのかどうかというところが一つキーになってくるというふうに考えていまして、それが取れていないときにどれだけ柔軟にアジャイルに変更できていくかというところが、一番P D C Aサイクルを回す上で肝になるところかなと考えております。

今回4点ほど話させていただきたいのですけれども、一つ目は、K P Iが達成されておらず、しかもそれが本当に国民生活にとって深刻な問題ではないかというところで、食品アクセスの確保でフードバンクのところの数字を取り上げさせていただきたいと思います。

こちら、目標に対してフードバンクの取扱量が下がっていることというのは非常に深刻な課題だというふうに感じていまして、去年から比べて今年も更に食料価格が上がっておりますし、企業や一般家庭からフードバンクへの寄附というのは今年更に少なく、しかも同じ寄附金で買える額も少なくなって、フードバンクはかなり苦境にあるということはいろいろな報道でも示されているところですし、しかも困窮者の家庭の食料事情が非常に悪くなっていて、タンパク質が取れないとか、夏休みの

給食がない時期に非常に困っているという声が寄せられているところだと思います。

この問題については農水省だけで解決できる問題ではないとは理解しておりますが、これへの対策が農水省としてはマッチングをより進めますというだけでは非常に弱いし、国民のことをきちんと見て政策を回していくという上で、もう少しできることがあるのではないかと考えています。白書の方の議論にも参加させていただきまして、備蓄米を一部こちらのフードバンクにも回すという話も出てきているようですし、部局の垣根を越えて、農水省として食料をこちらに流すということが何かできないものかということを検討していただけると有り難いと思います。本当に人々の命に関わる、ベースラインを支えているような仕組みだと思いますので、御検討いただけると有り難いと思います。

あと、次三つは赤松委員から御指摘があったところなのですけれども、数値が達成されているけれども非常に深刻な問題が隠れていて、数値が達成されているというだけで喜んではいけないので、やはり定性的にここは深刻な問題があるので、こういったように対策をもっと拡充していきますという形で対応していただけると有り難いという点です。

まず、一つ目は、秋元委員からも御指摘がありましたけれども、食料システムの持続性確保のところで、食品産業のコスト指標の作成や、そういったところの施策の目標値として、今、農業、食品産業全体の金額がどれくらい上がったかというところでK P I の数字が設定されていると思います。これはもう食料価格が上がっているんで、目標を上回って全体のG D P への貢献額、付加価値額というのは上がっているところだと思います。

ただ、実際にこれが生産者からのコストがきちんと加味されて、それに沿って価格形成が成されているかという点、やはりそこはかなり品目によって差はありつつも、全体として酪農や野菜についてかなり苦しんでいるところがあると思います。事前の説明では、各作物ごとに対策は行っていられしやうというふうなことでお話を伺っておりますけれども、全体として、日本の食料システム全体の問題として生産者に対するコストの還元といいますか、そういったところが取り組めていないことは問題で、しかも今年更に肥料価格も飼料価格も上がるという報道もありますし、ここについてはK P I の数値としては達成されているけれども、非常に深刻な問題があつて、しかもその深刻度は今年も増して、場合によっては来年も更に増すかもしれないというところは明記していただければと思います。

あと、もう一つ同じ問題でK P I を達成しているけれどもというところで、井岡委員からも指摘がありましたけれども鳥獣害の被害ですね。やはり今年はクマの害も非常に多くて、農産物の被害ももちろんですけれども、人の生命が奪われて、その村に住めないというふうな状態になりつつあるようなどころで、農産物の生産額に対するパーセンテージで今K P I が設定されているので、そこに総額

を入れていただいて被害総額自体が上がったということを示していただいているのは非常にいいと思いますけれども、いずれにせよ非常に深刻な問題で、農村部の組織強化とともに、この害がないということが人が住めるかどうかの基本的な条件になってくると思いますので、そこはお願いしたいと思います。

あと、環境の方なのですが、こちらもK P Iはほとんど大幅に上回っているような状況ですけれども、地球温暖化の進捗評価にも参加させていただきまして、こちらの場合は目標値に対する進捗が目標どおりだったらCという評価、よくやっているというよりは、これは最低限やるべきというふうな評価になっているので、まずはこちらで、K P Iでまた再度検討する必要があるか分かりませんが、大幅に目標を上回って推移しているときに、K P Iがそのままでは、もう対策やらなくていいのかというのがどうなのかというところを、分かりやすく示していただけると有り難いです。

また、このデータの指標に関してなのですが、特に命と直結する食品アクセスのところで、フードバンクの取扱量ですとか、鳥獣害でどんな被害が出ているのかという辺りは、去年の数値しか取れないという状況は分かるのですが、何らかのアップデートで、今年こんなに被害が深刻化しているとか、去年、少なくとも2025年の被害がこれだけ深刻化したといったところはアップデートできるような体制、何らかのデータの入手方法の見直しがあるといいと考えております。

以上になります。

○中嶋部会長 ありがとうございます。

それでは、稲垣公雄委員、お願いします。

○稲垣（公）委員 ありがとうございます。三菱総合研究所の稲垣です。

本省の取りまとめされている皆さんもさることながら、これは食料システムに関わる全ての方々の努力の成果の確認ということだと思います。そういう意味で皆様の努力に敬意を表したいと思います。

そういった中で今日の三つのテーマを拝見させていただいて、報告の方は総じて一応計画どおりというか、そんなに悪くない進捗をしているという報告をいただいたのかなというふうに認識をしています。そのことに対してそれほど違和感はないのですが、特に最初の二つの方、国民一人一人の食料安全保障のところは、食料システム法も新しくできて、これから取り組んでいく準備が整ったと、これから成果は出てくるというタイミングなのかなということ。それから、環境負荷低減、いろいろ細かく見ればあるのだと思いますが、肌感として現場を回っていても、やはり肥料、農薬は下げなきゃいけないというのは経営上の要請もあってそういう形があるのと、有機農産物が本当に受け入れられている感じというのもすごく感じますので、三つのうちこの二つは確かに順調にきているんじゃないかなという私の肌感覚とも一致するなと思っております。

一方で農村のところに関しては、ここが今順調にできていますと言われると若干違和感があって、農村ははっきり言ってお手上げ状態で困っている感じではないかと思っています。その意味で若干細かいところになるかもしれませんが、先ほど食品産業側と一緒に思うのですが、付加価値額ですね。7ページ目のところで21.8兆円で増えているみたいな話も、これは全体の価格高騰による影響というのが大きいし、そういう意味でこれが達成し農村が豊かになっているということは全く今ないと思います。

あと、15ページ目の方にあるところのK P I 6 %で、これは50%に向けて、この図4-1を見ると順調に行けそうに見えなくもないのだけれども、本当にこれ行くのですかという話と、そもそも農村政策の中でやはりこの(4)、(5)のところが最大の課題だと思っていて、というか農業政策の中で一番今重要な課題で、共同活動が続かないみたいなところを、それをどうしていくのかという本当に重要な課題だと思っていますが、それがこのK P Iを達成したらできるのかということ自体がやや疑問が残る。

そういう意味で、そういうことが可能かどうか分からないのですが、K P Iの見直しや追加みたいなことも考えなきゃいけないテーマなのではないだろうか。もっと言うと、これは施策が薄いということに最終的になってくるのかなというふうに思います。全体の政策の中で農村に対する政策ですね。ここはなかなか難しくて簡単に答えは出ないと思うのですが、ここへの取組がより一層求められているという現状があると思っているところがちょっとまだ表れていないと感じるところが一番大きな課題かと思います。

私からは今の段階での御指摘はその一点に尽きるのですが、これは今の段階で言う話ではないかもしれないなくて、計画を作るときの話かもしれないので4年後とかという話になるかもしれないのですが。

そもそも農水省の農村政策を考えるに当たって、国交省の国土形成計画みたいなものとの整合性が全く考慮されていなくて、全部頑張りますとしか言っていないのですが、国土形成計画は、文言上余りはっきりは出ていないのだけれども、選択と集中をしないとやはり地域はもたないということが中にははっきり実は書いてあるのだと思います。そういうことと農政側も平仄を合わせていくことを考えていく局面に入っているかと思っています。K P I云々というよりは元の話になってしまうので、今後の大きな課題になるかと思いますが、私からその1点も追加的に御指摘させていただければと思います。

以上です。

○中嶋部会長　ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

それでは、内藤委員、お願いします。

○内藤委員　ありがとうございます。

まず、前回の議論からこういった形で数字が表れて、達成しているのかしていないのか、課題が何なのか、どう対応するのかという整理は、大変すばらしいと思います。

その中で何名かの委員の方からも指摘が出たとおり、この課題の対応方法、介入度合いというのが適切なのかというところは論点としてあるなというふうに思いました。特に今回の計画というのは5年間で構造改革を推し進めると言っている中で、ということは、この課題の対応方法が構造改革にふさわしいような施策が講じられているべきであると考えます。ただ、平べったく見ていったときに構造改革と呼べる対応が入っているかという、啓蒙だとかそういうところが今のところ多くなってしまうという印象を受けています。

特に次回に向けてのところで言いますと、農地だとか担い手だとか、今回のテーマもすごい重要ではあるのですが、よりこの国全体の供給基盤、日本の食料、農業の根幹の数字、K P Iが出てくると思っています。そこでは、やはり結構赤信号が立っているものもあるべきかなとは思っていますので、そうなったときの対応方法というのが構造転換にふさわしいような対応になっていることを大いに期待しますというのが1点です。

それを踏まえまして、具体のところではいいますと、こちらは何名かの委員が御指摘したところではありますが、合理的な価格形成というところ。我々も流通等やっており、ここがなじみ深いので述べさせていただきますと、事前説明のときも品目ごとに見ているというお話はあったと思うのですが、これも品目ごとにどういう手を講じるかを議論しないと、余り意味が成さないなと思っています。

例えば果樹でいうと、我々は果樹を取り扱っているので価格が上がる分にはうれしいのですが、順調に価格は上がっている、単価は上がっているわけです。それは輸入品との競合がある程度限定的なところもあるので、そういう意味でいうと生産コストの上昇を今のところ吸収できるぐらい単価が上がっているわけですが、小倉委員からも御指摘あったような例えば露地野菜は、コストは増加しているが、結局輸入品の中国産とバッティングするので単価は上がらない。我々も農業やっているので、今の中で単価が上がらないとなるとかなり厳しいと思いますので、そういう意味でいうと、ちょっと説明長くなりましたが、この合理的な価格形成というところも品目ごとに、どの品目は青信号、どの品目は赤信号というのをちゃんと見ていって、恐らく品目によっては啓蒙だけやっていたらまずいというようなものがあるはずですので、なので質問としては、農業といってもいろんな品目がある中で、この合理的な価格形成の中でどの品目が具体的にアラートが上がっていると見られているのかということと、そのアラートが上がっている品目に関しては啓蒙だけをやっていても仕方がないと思います

ので、どういう手を講じる余地があつて、今後どうしていくのかみたいな、そういう具体のところは一つ御質問したいなというふうに思いました。

なので取りまとめると、そういう意味でいうと、今回非常にいい形で、達成しているのか未達なのか、課題が何なのかというところがせつかく流れになっているので、ここの重要度と達成とのかい離具合に応じた形で課題への対応方法がしっかりと、構造転換にふさわしいような内容がこれからどんどん詰まっていくとすばらしいと思いました。

以上です。

○中嶋部会長 ありがとうございます。

それでは、今7名の方から御発言いただきましたので、ここで一旦区切りまして、事務局から御回答をお願いしたいと思います。

○総括審議官 ありがとうございます。

私の方から、今回のK P Iの検証全体に関わるような部分、数名の委員の皆さんからお話があったと思いますので、コメントさせていただいた上で、あとは担当からの回答としたいと思います。

赤松委員から全体の話として、今回お示ししているそれぞれのK P Iのデータでも数字が伸びているものもあるのも確かで、ただ、数字が上がったからもうそれで後はいいのだと、このままやればいいのだということだと我々も思っているわけではなくて、確かに上がっているは上がっているとしても、その裏に隠れている、委員は質とおっしゃってございましたけれども、そういうものに何らか課題が隠れているかもしれないというのは確におっしゃるとおりで、そういう視点は大事にしてやっていかなければならないと思います。

とりまなおさず数字が伸びないとか、そういうものに関しては、当然そこに何の要因が隠れているのかというのは我々としてもかなり意識を持って整理をするのですが、御指摘いただいた点は十分これからの検証においても意識して取り組んでいきたいと思っております。

その点は、小倉委員からもありましたように、環境で例を挙げていらっしゃるけれども、K P Iが上がったから何もしないのかということではなくて、それはそれとして、まず現状をよく認識した上で、更に伸ばしていく上で何ができるのか、しなくてはならないことがあるのかは、それぞれ担当の部局で考えるべきことがあると感じております。

もう一つ、稲垣委員から、農村の振興のところでK P Iの見直しについておっしゃってございましたけれども、いずれにしても昨年、基本計画を決めて、まずこのK P Iでやってみようというところで進んでいるところですので、即座にK P Iを今すぐ直すとかということには少し考えなくてはならないと思っておりますけれども、とにかく一つ一つK P Iを中心に要因を我々の方でも確認をし、ま

た皆さんの意見を伺いながら一つ一つ丁寧に進めていきたいと思います。また、それが来るべき次の基本計画の改定に、全体としてつながっていくということだと感じております。その上で、K P I の数字を出しておしまいではなくて、今回の資料でも極力出せるところはそういう整理をさせていただいている部分は幾つかあるとは思いますが、その周りを支える周辺の情報、できれば数字でという努力はこれからもしていきたいと思っています。

あと、内藤委員からありました対応方向に関して、正に我々の認識としても、今回の基本計画、構造転換というものが一つのキーワードになっている部分は当然あると思っておりますし、それぞれの分野ごとに抱える課題の軽重もそれぞれあるとは思いますが、いずれにしても次の時代にうまく農業、農村が伝えていけるように何をするのか、それが構造転換という姿になっていくというのの一つの解だと思しますので、今後、課題への対応方向を考える上で十分意識をして取り組んでいく、省全体としてそういう認識でいきたいと思っています。

あとは各局からお願いします。

○新事業・食品産業部長 新事業・食品産業部長でございます。

合理的な価格形成や食料システム法について、委員の先生方から御質問いただきました。

まず、赤松委員から、情報発信について、「介入のはしご」というと下から2番目という御指摘を頂きました。消費者がスーパーに行って買物するときに、こっちを買えという強制はなかなかできないので、情報提供が中心にならざるを得ないのですが、我々も消費者理解のところは非常に苦悩しております。

食料システム法が成立してから、試みとして行っているのは、中学校に出かけて行って、価格について、いろんなコストが掛かっていることを伝える、出前授業をやったり、あとは「値段のないスーパーマーケット」等の一般向けのイベントを開催して、実際にどれだけ生産からその製造・流通・小売りのところでコストが掛かっているかというのを説明した上で、最終的に例えば納豆はあなただったら幾ら値付けしますかとか、そういう体験型、参加型の普及啓発もやっております。我々としてもどういった手法が消費者の皆さんに御理解いただけるかというのは苦悩しながらやっておりますので、是非いろいろと御示唆をいただければと思っています。ただ、こっちを買った方がいいと強制するのはなかなか難しいので、苦労しているというのが実態でございます。

その上で、秋元委員から、そうした広報イベント等の認知度をどう把握しているのかというお話がありましたけれども、我々は今、様々なセミナーやイベントを行っております。それについてはアンケート調査を行っていますので、その限られた範囲でありますけれども、個別個別の事業については効果を把握しております。ただ、全体としてどの程度食料システムに対する消費者理解が進んでいる

かというアンケート調査を大規模に行ったことはないので、今後どういうふうに把握していくかというの少し考えていきたいというふうに思っております。

それから、井岡委員からも消費者の理解度の把握というお話がございましたけれども、申し上げましたとおり様々なイベントですとかセミナーを通じて消費者理解が進むように、しっかり対応していきたいと思っております。

同じく井岡委員の方から食品ロスにつきまして、家庭系の食品ロスについてもしっかり取り組んでほしいという、御指摘いただきましたけれども、役所の縦割りの話を申し上げますと、消費者庁と農水省と環境省が連携して食品ロスについては担当しております、事業系の食品ロスについては私も農林水産省が主担当として対応しております。家庭用の食品ロスにつきましては環境省が主担当として行っておりますけれども、我々も連携してしっかりやらなきゃいけないと思っておりますので、本日頂いた御意見を環境省にも伝えながら、しっかりと取り組んでいきたいと考えております。

それから、小倉委員からコスト指標の関係で、価格転嫁を、しっかり生産現場の方ができているかということについてでございますけれども、制度でのお話を申し上げますと、食料システム法においては、生産現場から流通や卸の段階も含めて、価格転嫁できているかというのは、我々は毎年、食品等取引実態調査をやることにしておりますし、本省や各農政局にフードGメンを設置しております、価格転嫁の協議に応じてもらえないといった疑義情報があれば、調査に行くという、そういうスキームになっていまして、本当に価格転嫁をさせてもらえていないという実態があれば様々規制、強制的な措置に移ることができますので、こうした手法を使って、しっかりと生産現場が肥料や農薬などのコストが上がった分を価格に反映できるようにしていくというのが制度の立て付けになっておりますけれども、各品目ごとに様々その状況が違いますので、ここは生産部局とも連携しながら、どうやってコストを考慮した取引ができる環境を整えていくのかというのはしっかりと考えていきたいというふうに思っております。

最後、内藤委員からも同じく価格転嫁について品目別の対応策ということで、特にアラートが鳴っているのはどれかという御指摘だったかと思っておりますけれども、食料システム法上は御案内のとおり、特に費用が認識しにくい品目についてはコスト指標を作るという仕組みになっていまして、現在では米、野菜と飲用牛乳、それから豆腐、納豆が指定されており、これらは特にそのアラートが鳴っているものであろうということでコスト指標の作成を行っているということでございます。

これ以外については様々な食品がありますので、どれがそのアラートが鳴っているかというのは一概には申し上げられませんが、先ほど申し上げたとおり我々は食品等取引実態調査も行っておりますし、食品等の適正取引に関する情報受付窓口も設けておりますので、そこで寄せられた情報等

を基に一つ一つ解決していくというのが我々組織としての対応方法だと思っております。

○大臣官房審議官（兼消費・安全局） 消費・安全局でございます。

フードバンクについて、井岡委員それから稲垣照哉委員、小倉委員から御質問いただきました。まず、しっかり推進していかななくてはならないということなのですけれども、小倉委員から、この施策で果たして十分なのかという御質問を頂きまして、関係省庁と連帯してというところもあるのですけれども、フードバンクの取扱量、今年も確かに厳しい状況にあるやに聞いているのですけれども、これからどういうふうに対処量を拡大していくかについてなのですけれども、現状1.5万トンですが、製造・流通段階にあるまだ食べることのできる食品は24万トンにも及ぶというような推計がありますので、まだまだこうしたパイプを太くしていくことは対応していけるのではないかと思います。

では、それはどのように対応してかということなのですけれども、若干繰り返しになる部分がありますが、一つはその食品事業者の取組を後押ししていきたいということで、まずその寄附をすることが評価されるということをもっとしっかりと対応していきたいと思っています。また、マッチングのところなのですけれども、これも食品事業者、農協等に個別訪問を通じて、より積極的な形で呼びかけるとともに交流会等をもう少しマッチングを意識した形で開催し、食品事業者の寄附の取組を後押ししていきたいと思っています。

また、事業系食品ロス量はすごく多いのですが、フードバンク等にヒアリングを行った結果によりますと、まだまだ受け入れられるフードバンクが少ないと聞いておりますので、フードバンク認証制度も活用しながら、受け入れられる体制の機能拡充を図っていきたいと考えているところでございます。また、備蓄米についても、提供は非常に有り難いという声も聞いておりますので、引き続き続けていきたいと思っています。

また、稲垣照哉委員の方から、そうしたことが本当に買物困難者とかあるいは経済的に困っている人にどのくらい行き渡っているか、それが分からないかということなのですが、重要な御指摘なのですけれども、率直に申し上げると現時点ではちょっと分からない。分からないし、また必ずしも農水省だけではなくて政府全体としては、本当に困っている人がどう個別に困っているか分からないというような問題であるとは思いますが、その検証が重要だと思っておりますので、何かできること、それこそ小さな定性的なことも、実際に食品のアクセスの確保に結び付いているということを意識しながら施策をやっていくことが大変重要だと思っておりますので、今後検討していきたいと考えております。

また、井岡委員から食品安全について、気候変動で安全性のリスクが高まっている部分があると御指摘いただきました。正にそういった点について、今後、情報収集、更に何か対策があればそれを講

じて指針等も作成することも検討していきたいと考えております。

○大臣官房審議官（技術・環境） 環境担当の審議官でございます。

有機農業の関係で幾つか御意見を頂きました。

まず、稲垣照哉委員からの地域計画との関係につきまして御指摘いただいたところであります。委員おっしゃるとおり、有機農業の拡大に向けて、この地域計画を活用して有機農業に取り組む方を含む地域の農業者の方々がお互いに協力しながら、農薬の散布ですとか病害虫のまん延防止などに留意して慣行農家と有機農家のゾーニングを行っていくこと、これは非常に効果的ではないかと考えております。こうした取組を通じて、大規模な有機農業経営の参入がしやすくなると考えておるところであります。また、地域の活性化に向けまして、この活性化計画を検討する際には有機農業を活用した地域づくりを進めていただくことも有効であるというふうに考えております。

実は昨日、私ども、みどり加速化GXプランというのを決めさせていただきました。その中で、世界で勝てる有機農業の面的拡大ということで一つ項目を打ち立てておるところなんですけれども、その中でも、委員御指摘のような地域計画の作成などを通じて慣行農業などとのゾーニングを図って、団地化を進めていこうということを決めさせていただきました。こういったような考え方の下で、しっかり取り組んでいきたいと考えております。

また、秋元委員から、特に一つは有機のマーケット、需要はどうなんだという御指摘をいただいたところでございます。有機の市場ということで見ますと、国際的にも世界的にも、あるいは国内でも非常にその需要が伸びております。例えば世界の有機食品の市場でいきますと、この10年で倍以上になっております。そういった状況を捉えて、むしろそういう伸びに残念ながら日本の国内の有機の生産がまだまだ追い付いていないというのが我々の認識でございます。従いまして、そういった需要をしっかりと我々もお示ししながら、逆にそのマーケットにどうやって付いていくのか、どうやってそこに対応していくのかということを含めて、現場の方にもまたお示しして拡大を図っていきたいと思っております。

それから、小規模農家の方々にどうするのだという御指摘もございました。これは地域の中でよく話し合っていていただく、そして、JAあるいは自治体の皆様とよく話し合っていて産地化を作っていくということが一つ重要かと思っておりますけれども、実は私ども、来年度から御案内のとおり米政策の一連の見直しの中で、環境の関係も交付金の見直しを行おうとしております。その中の考え方の一つといたしまして、そういった個々の農業者の方々が我々の後押しというか、交付金の交付が受けやすいように、そういう申請の単位を例えば今までの団体中心のものからいわゆる個人単位で申請ができるように検討させていただいておりますので、小規模の方々もしっかり取り組めるように環

境整備を進めていきたいと思っております。

それから、小倉委員から先ほど、環境のいろいろな指標がうまくいっているのだけれども、どうするのかというふうな話がありました。今回、今年のこのデータにつきましてはおかげさまで目標を達成しているという状況ではありますけれども、これは例えば土壌にしても肥料にしても毎年毎年その状況というものは当然変化しておりますし、また、達成できている状況というのが我々の取組の成果なのか、あるいは先ほどちょっと委員の方からも御指摘があった経済的な状況によってそういった目標が達成できているのかと、いろいろな要素もありますので、やらなければならないことはしっかりやっていかななくてはならないと思っております。

例えば農薬であれば総合防除の普及、生産現場への浸透や、あるいは代替防除の技術、耐病性品種の現場実装、こういったような取組、しっかり着実に進めていかなければならないような取組につきましては、引き続き講じていきたいと考えております。

○農村政策部長 農村振興局でございます。

まず、稲垣照哉委員から御質問いただきました不在村の農地所有者ですとか土地持ち非農家と、ふるさと住民登録制度のリンケージについての御質問があったと承知してございます。

委員御指摘のとおり、ふるさと住民登録制度は、ふるさとに思いをはせた方ですとか地域の力になりたいという方にご登録いただくというものでございまして、これを有効に活用していくということは非常に重要だと思っております。このため、農水省でも官民協働の取組で、企業の方で東京に住んでいらっしゃる方とか都会に住んでいらっしゃる方を地方にお連れして農作業のお手伝いをするような取組というのを進めておりますので、こういった情報も、ふるさと住民登録制度に登録されている方に御案内していきたいと思っております。この取組の中で不在村の農地所有者などにも地域に入っていくことは重要だと思っておりますので、具体的なやり方も含め、また御相談していきたいと思っておりますが、いずれにしても有効な取組方法で対応していきたいと思っております。

二つ目、秋元委員から御質問がありました。地銀についての取組を評価いただいた一方、企業の巻き込みというのも重要なので、今後どのように展開していくのかというお話だったと思います。

これは赤松委員から御指摘を受けた話とも関連していると思っております。我々は今、企業との連携を深めていって一定の成果が上がっているような数字を出しているのですが、実は大企業が多く、我々、本当は地方におられる中小企業とか、もう少し大きめな中堅企業の方々にもお力を頂くということが地域の活性化上重要だと思っております。今年度は、全国の10地銀さんに御協力いただいているのですが、これを今年頑張って営業し50とか、たくさんの地銀さんに御協力いただくこととしつつ、地方の豪族企業と我々は呼んでいるのですけれども、大きめの企業とか中小企業の皆様を御紹介いた

だくのも地銀さんをお願いしようと思っております。いずれにしても、大企業のみならず中小企業、豪族企業の皆様にもお力を頂けるように展開をしていきたいと思っております。

続いて、井岡委員からございましたジビエの利活用、特に国産ジビエ認証制度の活用というお話でございました。

これは正に有り難い話でございまして、認証は安全・安心上、極めて有効だと思っているのですが、加えて、最近これは素晴らしいと思ったことがありまして、何かと言うと、個々の農家が日々出荷できる量って微々たるものなので、これでは大きな取引先とは取引がなかなかしにくいんですよね。一方認証を受けているものをまとめて一定の量を集めると、比較的大きな取引先と取引ができるようになるということで、そういう意味での認証の活用というのも非常に可能性があると思っております。このように色々な意味で認証制度を活用していくことが重要でありますので、メリットも伝えていながら、その活用を進めていきたいと思っております。

続いて、小倉委員から二つあったと思います。こちらも鳥獣の関係でございしますが、鳥獣は農産物の被害ももちろんもたらしていますし、それによって農家の方がやる気をなくすということもありますし、更にクマが出ると農作業、怖くて行きづらいという話もありますし、人命にも大きく影響するということで、農村にとって非常に大きな課題になっております。さらに、最近、農村のみならずクマの活動範囲も広域になってきており、住宅地にもクマは近付いてきていますので、環境省をはじめ関係省庁との連携が必要となってきております。また、捕獲などに銃を使用する場合、警察とも連携が必要になるということで、ほぼオール霞が関で鳥獣対策を進めているところでございまして、こういった取組も農水省ももちろん役割を果たしながらしていきたいと思っているのが1点目。

2点目は、データを取るのが遅いのではないかと、もっと早く出せないのかというお話だと思っております。農産物被害のデータは雪解けしてから、市町村に農家から聞き取ってもらって、それを都道府県に集めて、最終的には、国につないでいただくことになるのですが、どことはちょっと言いづらいのですが、大きめのエリアを抱えておられる都道府県は、非常にデータを集めるのに苦慮されておまして、そういったものも含めて全部整わないと全国のデータとして出しづらい状況にございます。農林水産省としては、迅速にやっていくし、これからもやっていきたいと思っておりますが、一定の時間を要してしまうことについては御理解を頂ければと思っております。

最後は非常に難しい稲垣委員からの御質問でございますけれども、資料4の15ページ目を改めて御覧いただければと思います。委員のご発言をお聞きして、私の説明で少し誤解を生んだかなと思います。

この（４）、（５）につきましてはほかのものと異なっております。ほかのものは2023年度など基

準年度があって、それで今どうなっているか進捗状況を報告できたのですが、これらの指摘については2023年度にまだデータがなかったもので、初年度のデータとして6%なり21%と出しており、目標に向けて点線を引いておりますけれども、このようになることを別に楽観的に見通しているわけではありません。これらの指標については、我々としては、順調にいつているという立場には立っていないということを自慢げに述べる話ではないのですが、改めて申し上げさせていただきます。

私個人として、農村政策の推進が極めて難しいと思っているのは、産業政策として農林水産業というものをしっかり軸においてやっていくとしても、その周りの関連産業である食品産業、流通業なども必要になりますし、さらに、当然ですが、生活していくために、病院や学校も必要になるほか、生活インフラとして、道路、水道、電気など、そういったものが全て整わないと農村というのは持続的に成り立っていかないということとして、この解決に向け、農林水産省はもちろん主体的にやっていかないといけないと思っておりますが、これもまた、関係省庁とよく連携してやっていかないといけないという状況でございます。

そういった中で、15ページ目のK P I なぜこれにしたかという話なのですが、中山間地域の状況を見ますと、農業を持続的に行う上で草刈り、泥さらいなどの共同活動をしていくというのが極めて重要なのですが、それをやめてしまうきっかけというのが9戸以下、少ない人数になってしまうとやめてしまうという傾向がございまして、そういった小規模になってしまっているようなところ、集落としての持続性がなくなってしまうところをどのように、てこ入れしていくか、体制強化していくかというのが極めて農村地域の維持のために重要だということで、それぞれK P Iを設定しているということでございます。中山間地域等直接支払とか多面的機能支払という政策に携わっているものとして、非常にこの点に問題意識を持っており、令和9年度に向けて見直しを進めているところでございますが、その中でも、集落が維持され、より多くの方に中山間地域等直接支払等を活用してもらえるような、プッシュ型とでもいうべきか、国が積極的に直接集落に働きかけていくとか、いろいろなことを考えております。繰り返しになり恐縮ですが、農村の現状を全く楽観視しておりません。これからしっかりやっていかないと考えていますので、是非応援のほどよろしくお願いします。

以上でございます。

○中嶋部会長 ありがとうございました。

あと25分ぐらいになってしまいましたので、残りの委員の皆様には5分ずつしゃべっていただくのは難しいので、そこを御考慮いただきながら御発言いただきたいと思います。

それから、事務局からの御返答はもしかすると無理かもしれませんので、その場合には後ほど御回答いただくということで進めたいと思います。

それでは、御発言いただければと思いますが、南島委員、その後小針委員、お願いします。

○南島委員 南島でございます。どうぞよろしくお願いいたします。なるべく早く申し上げます。

まず、政策評価の方から私は入っておりますので、そちら側からちょっと角度が違う論点を申し上げておきたいというふうに思います。

この形になりましてK P Iを付けて、それぞれ課題とか見せていただきながら御説明いただく、これは非常にすばらしいと思います。政策評価の方でレビューをやっていたときよりも、いろいろ見えてくるものもあるのかなというふうに思っております。その長所をなるべく生かしていくということが大事なのかと思っておりますけれども、まずは事業単体で見るとよりもマクロに見せていただいているということ、それから単年度で見ていくのではなくて視野を5年という単位、これも横目で見ながら議論させていただけると、両にらみで施策を見ることができると、こういうところは非常に大きなメリットではないかと思っております。ここは大きく期待したいところでございます。

その特に基本計画中、第4の食料・農業及び農村に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策に掲げられた各項目、これをどう見ていくのかというのが最終的に5年後に大事になってくると、あるいは次の計画への橋渡しということでP D C Aサイクルを回すという形になっていくのかと考えておりますが、その際にここでは短く3点申し上げたいと思います。

1点目が外部要因でございます。去年から今年にかけてもう既に物価高、資材高、人件費高、これに加えて燃料費高ということになっておりますけれども、これは合理的な価格形成にも影響してくるかとも思っておりますが、こういう外部環境の変化ですね。外部要因の変化、これは多分、単年度でも小刻みにもいろいろあるかなと思いますけれども、なるべくどういう変化があったのかというのを毎年ごとにチェックをかけていく、ストックをしていくということが大事かと思っております。ひょっとすると白書の方で書かれるのかもしれませんが、外部環境がどう変化していったのかというのが、結果的にはその指標がうまくいく、いかないの背景要因にもなってまいりますので、そこをきちんとストックしていくということが大事そうに思われました。

2点目が、いろいろと今御指摘もあったところですけれども、特に縦割りを越える議論ですね。一例を申し上げます、多様な人材が農村に関わる機会の創出というところに関係するかなと思いますけれども、他の官庁とも連携をしてということですが、例えばこちらでは関係人口の拡大ということが一方で議論されておりますけれども、他方で総務省の話も先ほど出ましたふるさと住民登録制度への言及もありましたけれども、このほかにも地域おこし協力隊の話もあります。その40%近く高率就農、就林ということになられているということですし、分母も1万人のオーダーで動かれているということでもありますので、こういう縦割りを越えるような議論というのは正にその深掘りをしていかないと

いけない、構造分析をしていかないといけない、こういう話にもなってくるのかなと思います。

3点目が評価に関係しますけれども、この基本計画は、その指標の進捗状況を確認するというのは、これはあくまでも基本になるかなというふうに思います。事業にもひも付いておりますし、どれくらいその指標を達成できたか、これはこれでまず見ていくというのが基本になるかと思いますが、今ほどからずっと議論になっておりますように、進捗管理では足りないのではないか、その他の懸念があるのではないか、こういう話がこの企画部会では提起されているわけです。

そうすると、指標の見直しですとか、裏に隠れているのは何かとか、そのKPIの適切性ということについて、あるいは先ほどみどりの食料システム戦略の話もありましたけれども、計画間の調整みたいなものも言及がございましたけれども、そういうものはバトンを渡していくということが重要になってくるかなというふうに思います。ここで出てくるのは、進捗管理の外側にある懸念点ですね。これが提起されているのかと、総じて言えばそのように見えるかと思います。これは別枠で深掘りの議論をしないといけない。評価の議論でいいますと「プログラム評価」、あるいは「総合評価方式」ということになるかと思いますが、ちょっと別枠の議論を構える必要があるのではないか、これを申し上げておきたいと思います。

以上でございます。

○中嶋部会長 ありがとうございます。

それでは、小針委員、お願いいたします。

宮島委員が手を挙げていただいておりますので、その後お願いいたします。

○小針委員 農林中金総合研究所の小針です。

まず、この新たな取組に対して関係者の皆さんも相当の労力を掛けていらっしゃるということに敬意を表します。

一方で、検証はやはり手段であるので、これが目的化してはいけないなと思っていて、ここに対して掛かっている負担がどれぐらいかということも含めて今後どう持続的な取組にしていくのかということとは一つ課題だと思うのですが、これもまずは一旦走ってやってみて、走りながら考えていくということなのかと思っています。今回のテーマと2回目、3回目でまた検討の仕方とかも変わってくるということかと思っています。

全体で感じていることとして、私も行政事業レビューを担当している、政策評価に一定関わる中で、重要なのは、これはいろいろな考え方はあると思うのですが、その数字の達成状況がどうかというよりも、目標数値を定めてそれを検証することで、今、実際の施策の状況がどういうところにあるのか、何を改善しなければならないのかということ、しっかり見るということ自体が最も大事だ

と思っています。

それでいうと、この基本計画の目標は漠然とした大きい目標なので、その検証の仕方とか、どこまでの深度でやるかは難しいかと思うのですけれども、今書いていただいている課題とその対応は、ボトルネックがここだからこうすべきというのが深掘られて書いてあるところ・ないところあると思うんですけれども、その辺りをどういう形で見えていくのか。何となくこういう課題だからこう対応しなきゃいけないという対応関係はあるのですけれども、具体性が見えないと感じるところが幾つかあったと思っています。

あともう一つは、先ほど南島委員から外部環境をしっかりと整理しておくという話がありましたけれども、そこは重要だと思っておりまして、今回、テーマになっている例えば農村の問題であるとする、その外部環境の問題が大き過ぎて、施策で頑張るけれどもどうしようもできないというこのギャップが大きい中で、まずは現状がどうなっているのか、その厳しいところは厳しいということも含めて、そこをしっかりと見た上で、ではどうするのかということを考えていく。この数字がちゃんとというところよりは、きちんと現実を見て、そこに対してどのように対応しなければならないというところに目線を置いてもいいのかと委員の立場としては思っています。これは農水省側からそういう言い方をするところは難しいところもあると思うんです。だからこそ審議会としてやるという意味もあるのかと思っています。

また、1点コメントとして中身に入ったことで申し上げますと、食品産業、合理的な価格形成のところについて、コメントさせてください。

農業の食料関連の国内生産額がKPIとなっているのですけれども、ここに関してのグラフがなく、数字しかないと思っています。ここの数字がどう変わっていて、そこに対してどういう要因がどう寄与しているのかということをしっかり分析いただくことが、先ほどの各委員の方からあったその価格形成なりそのコスト、その生産者のコストが価格の方に反映されているのかということを見ていく上でも重要な示唆になっていくと思うので、そのところは工夫していただくことがいいかと思いました。

以上です。

○中嶋部会長 ありがとうございます。

それでは、宮島委員、お願いいたします。

○宮島委員 どうもありがとうございます。

大変な労力を事務方の方々、本当に大変だったというふうに思います。

これまでの方々のお話でも出てきたところではあるのですけれども、この指標というのはまずは決

めた指標なのでこれで走るということではあるのですが、結果として最後に起こることというところを常に意識する必要があると思います。また、どちらの方向に向かっているかということ意識する必要があると思います。例えばコスト指標ですとか、いろいろな議論があって決まったものにはあるのですが、現状をカバーすることだけではなくて、日本の農業がどちらの方に向かって行くべきなのかということも考慮しながら、そのアウトカムを見ながら、いろんな指標を見ていくという必要があると思います。

K P Iの中にはよかったものもあれば、下がったものに関してはそれぞれの理由が示されていますけれども、例えば全体の先行きを考えたときに関係人口ですね。これは増えてきたというような評価にはなっているのですが、今どの政策をやる上でも地域ですごくばらつきがあると思います。そして、その地域による差がすごく広がっている中では、最初のうちに手を付けて前に進むところというところまではいいのですが、むしろそこに置いていかれて付いていけないところに関しては、なかなか短期で物事をやっても、数値が上がらなくなってくるところがあると思うのですね。今の段階で伸びてきたからこのまま伸びていこうというふうに想定するのではなく、様々な政策があってもそれに対応できるだけの地域力がなくなっている地域に対してどうやっていくかということを考えながら、進めていただければと思います。

縦割りに関しても、いろんな方から御意見があったのですが、今までもやってきたし、これからはやっていくということではあると思います。ただ、例えば地域計画において国交省のルールが例えばネックになっているようなこととかというのは、かねてより割と指摘があると思うのですが、そういったところを本当に進んでいるのかどうかというのが外から見ると見えなくて、よりタイトにそれぞれの法律とかそういうところの改正も含めて各省庁との協力が必要なのではないかと思います。質問としては、どのように進んでいるかということを質問したいのですが、時間がないと思いますので、引き続き皆さんの努力が必要かというふうに思います。

以上です。

○中嶋部会長　ありがとうございました。

ウェブで参加の委員の中で御発言をまだいただいていない方がいらっしゃるんですが、いかがでしょうか。

堀内委員、よろしくお願いいたします。

○堀内委員　私は、現状での中山間地域ですとか鳥獣害対策について、少しだけお伝えしたいと思います。

まず、私がやっているところは中山間の山の中なので、中山間地域等直接支払を活用しています。

多面的機能支払の方は活用していませんけれども、両方とも多面的機能支払も中山間地域等直接支払も共同活動を主としていますが、今現状では共同活動に出る人もすごく減っています。先ほどからおっしゃっていると思うのですが、何分年齢ですとか体力の問題でこちらも頼みづらくなっていて、作業する人は決まった同じ人ばかりになっています。共同活動ということなので、共同で活動する人が増えてくると、私も中山間の会計事務とか作業とか全部しているのですが、事務量が半端なく多くなってくるので、ほかの事業と一緒にしようという気にはなってきません。

先ほど資料にあった（４）と（５）が書いてある16ページの美作市の事例なのですが、中山間地域等直接支払を組織として市が管理するという表があるのですが、図４－６ですかね。こういったものをずっと広げていかないと、私たちの地域でも中山間での共同活動をやめていく、高齢化でもう事務もできない何もできないというところが増えてきていて、そういったところをフォローしていかないと、中山間地域は本当にもうなくなっていってしまうというところがあると思います。

あと、どうやってその中山間地域を守っていくのかといえば、私が思うには市町村ですとか地域のまとめる人ですかね。区長さんがいるのですが、そういった人たちが危機感を持って主導してくれないと、私たち農家だけでは守り切れない、管理し切れないところがたくさんあります。地域の非農家の方でも地元の方、地主さんとかも結構いらっしゃるので、そういった方にもそういう危機を持って作業と一緒に参加してもらいたいという意識があるので、地域で地域を守っていくというのが前提ではないかなと思っています。

あと簡単に、鳥獣害対策なのですが、耕作者が、今、設置とか維持管理を全てしているところが多いと思うのですが、面積が広がってくるとかなりの負担になってきて、目が届かないところとかもたくさん出てきます。そういったことで鳥獣害被害も出てくるのですが、県とか市町村に、主体となって山を囲ってくれですとか、何かそういった対策が取れないかと思ったりしているところがあります。でないと道路にもイノシシが飛び出してきて車で事故をしたりですとか、軽症だといいいんですけれども結構大きな事故があったりもするので、そういったことをすると私たちも田んぼの管理がすごくしやすくなるし、ほかのことにも手が回ると思うので、いいのではないかなと思っています。

以上です。

○中嶋部会長　ありがとうございました。

それでは、大吉委員、手を挙げていただきました。よろしくお願いいたします。

○大吉委員　大吉でございます。今日はありがとうございます。

私からは合理的な価格形成のところについて、秋元委員、内藤委員、小倉委員もお話しされていた

ところに賛同いたします。

価格転嫁のところについて、生産資材が中東情勢などにより高くなってきているというようなところもありまして、それが農家の価格上昇部分のしわ寄せが農家に集まるというのは非常に農家経営が苦しくなる可能性を秘めていることですので、この合理的な価格形成のところについて店頭売価などに価格転嫁できるような働きかけというのは是非ともしていただきたいなというふうに思っております。せっかくこのK P I とかで新しいシステムに評価をしていくという段階になっているところで、変えられるところは先んじて変えていただけたらいいなというふうに思いましたので、私からの発言とさせていただきます。

あと、消費税のところについても農家としては非常に不安があるところですので、そのところも御一考いただけたら有り難いです。

以上です。

○中嶋部会長 ありがとうございます。

福田委員はいかがでございますか。何か御発言ございますか。

○福田委員 私も皆さんが話されたとおり指標がこれからかなり重要視される、大切になってくるのではないかなと思ひまして、農家も安定的な価格形成になってくると安心して農家が続けられるという事で、すごくこれから重要になってくるのではないかと思います。

あと、農村振興のところでデータにするのが難しいところが見受けられるのですけれども、これから日本型直接支払制度などを利用して、人材確保というのが一番農村の中で問題になってくるのかと思うので、土地持ち非農家、また非農家の方にも協力いただいて地域を守っていくということがこれから重要になってくるのではないかと思います。

以上です。

○中嶋部会長 ありがとうございます。

それでは、最後に、私から数点コメントさせていただきたいと思ひます。

まず、一つ、これだけの膨大な資料をおまとめいただきました事務局の皆様に敬意を表したいと思ひます。

その上でちょっとお願い事になって誠に恐縮ですが、今日のいろいろな指標については参考資料1のところに全体像を示していただいていると理解しています。それで私たちの関心は、このK P I と書いてあるものに向けられ、その進捗状況をまず確認して、それがなぜうまくいっているのか、いっていないのかという辺りの要因をいろいろ御議論させていただきたいと思ひているところですので、例えば合理的な価格形成のお話は直接このK P I の指標には出ていなくて、例えばこの国内生産

額という指標を更に要因分解するとか、もう少し解像度の高い別の指標を作って、そのモニタリングをする必要があるのではないかと思います。それぞれここにあるK P I ごとに、そういった追加的な指標をどのくらい作成していただけるかというのが関心事項です。

今年は1年目ですので、まず手探りでやっていくと思うのですが、1年目、2年目、3年目と議論を積み重ねていく過程で、こういった指標もサブのものとして用意した方がいいのではないかということ、委員全員で御議論しながら、また事務局と相談しながら追加して、そして要因の検討をさせていただければ有り難いと思いました。

それから、例えばフードバンクの取扱量に関して非常に重要な御指摘があったところですが、これはある種アラートが鳴っているというような印象を持ちました。こういう議論をする過程で、これは早急に対策を取った方がいいとか、なぜこうなっているのかを深掘りしなければいけないというようなことをこの場で確認していければ、非常に大事な取り組みになるのではないかと思ったところです。

それから、3番目にデータが取れないというようなお話があって、本当にそれはごもっともだと思うのですが、研究者の立場としては、そういったデータを取るための研究をいかに進行していくかという辺りも、5年というスパンがありますので、考えていただければと思ったところです。

環境に関しては、例えばシチズンサイエンスのようないろんな手法が拡大しておりますけれども、消費の実態なんかのモニタリングに関してもそういう手法が取れるのではないかと思います。役所の方がいろいろなネットワークとか資金とかあるので、その中心として主導していただけると思いますが、そこに研究者も関わって、エビデンスとしてデータの収集の取りまとめをしていく必要があると思ったところです。

それから、今日の議論で、非常に深掘りもできましたけれども、例えば稲垣照哉委員が地域計画のことにも言及されていることを考えたときに、他の局もやはりこの場に参加していただいて、少し多角的に御議論ができるような構えといいでしょうか、備えをしておいていただけると大変有り難いというふうに思ったところです。

以上、私からのコメントとさせていただきます。

もうあと2分になってしまいましたので、全ての局の方からの御担当からの御反応は難しいかなと思いますので、総括審議官の方からまとめてコメントいただけるということで、よろしいですか。

○総括審議官 ありがとうございます。

前セッションでも、今回の御発言いただいた委員の皆様でも、今回のK P Iにつきまして、我々としての意識に絡まる問題意識ですとか、手法論に関わる問題であるとか、また、そもそものK P Iの

扱い自身に対するコメントをいただいたということだと思いますし、また最後、部会長からも具体的な御指摘を頂いたと思っておりますので、こういうもの、何人かの委員がおっしゃっていただいたように今回初めて我々なりに少し頭を絞りながら作成をし、皆さんに御議論いただいているということですけれども、一つ一つこれからこれを毎年やっていただくということになりますし、一つ一つ改善をしながら、ともかく最終的には広く多くの方々にこの農政の進んでいる状況がお分かりいただけるような取組を進めていきたいと思っております。

本日はありがとうございます。

○中嶋部会長 ありがとうございます。

後半の委員の皆様からの御意見に関しては直接御回答いただけませんでしたが、何か機会があれば御回答いただきたいと思いますと思っております。

大変貴重な御意見をいただきましたので、今後この施策の検討、見直し、達成目標に向けた施策の実施につなげていただければと思いますし、それから、ちょっと繰り返しになりますが、今後のこの検討の枠組みとか、それから利用する指標等の深掘りのようなところにも少し御利用いただければというふうに思います。

では、本日の議題はここまでとしたいと思います。

最後に、事務局から次回の日程についての御説明をお願いしたいと思います。

○大臣官房参事官 官房参事官、宮本でございます。

本日は活発な御議論をありがとうございました。頂いた御意見を施策の検討見直しに生かしまして、目標達成に取り組んでまいりたいと思います。

次回の企画部会でございますが、7月24日金曜日の10時から、本日と同じ農林水産省、7階講堂で開催を予定しております。最初に御説明したとおり、今回は我が国の食料供給について御議論を頂くというふうになっております。詳細につきましては調整が付き次第、御連絡をいたします。

以上でございます。

○中嶋部会長 それでは、これもちまして本日の食料・農業・農村政策審議会企画部会を閉会いたします。どうもありがとうございました。

午後0時00分 閉会